

**対象者** ●身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 } で、「前年の年間所得一控除額」が一定の金額未満  
 ●療育手帳に特別医療該当と記載されている方 }  
 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 }  
 ※医療を受ける月が1月から7月までは  
 前々年の年間所得

※「控除額」は所得税、市県民税の「控除」と異なります。詳細は保険年金課窓口でお問い合わせください。  
 ※「一定の金額」は1,695千円（老齢福祉年金の支給基準額。扶養人数が1人増えるたびに380千円を加算。）

**申請に必要なもの**

- ①健康保険情報が確認できるもの（次のいずれかのもの。以下同じ。）
  - ・マイナンバーカード
  - ・資格確認書
  - ・資格情報のお知らせ（資格取得日が記載されたものに限る。）
  - ・保険証（有効期限内のものに限る。）
- ②障害者手帳等
- ③認印（本人が申請用紙に自署する場合は不要。）
- ④窓口に来られた方の本人確認書類（本人が来られた場合は、②で確認します。）

※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※1月2日以降に鳥取市に転入された対象者と19歳以上の家族については、世帯全員の所得課税状況を確認するため、所得課税証明書（詳細を保険年金課へ確認のうえで取得してください。）を提出するか、個人番号による情報連携に同意（窓口で該当者全員の個人番号が必要となります。）をしていただく必要があります。

**患者負担額**

医療機関では、一部負担金（総医療費の1割）の支払いが必要となりますが、下表のとおり月額負担上限額が設定されます。（院外薬局での負担は無料）

《月額負担上限額》（1医療機関ごと）

番号	区分	通院の場合	入院の場合
①	世帯全員が市民税非課税	0円	0円
②	本人が市民税非課税	1,000円	5,000円
③	本人が市民税課税	2,000円	10,000円

**【注意事項】**

- 1) その他の制度（高額療養費支給制度、その他の公費助成制度など）が利用できる場合は、必ずその他の制度を優先して利用してください。

入院または高額医療費が見込まれる場合は、マイナ保険証により限度額情報の確認を受けるか、保険者から限度額適用を証するものの交付を受けて病院窓口へ提示してください。

- 2) 保険適用外の費用は助成対象となりません。  
 （例：食事代、病衣代、容器代、個室代、文書料、選定療養費加算 等）

《一部負担金無料》

- ④自立支援医療の高額治療継続者で、自立支援医療受給者証に記載された医療。  
 [重度かつ継続、主にじん臓機能障害（人工透析等）及び精神障害に関する通院医療]
  - ⑤障害者自立支援法等の境界層該当者。（障害福祉サービス等で一部負担することにより、生活保護の対象となることの証明を福祉事務所で受けた方）
  - ⑥医師の診断書によって作成された治療用装具で保険者が保険治療として決定をしたもの。  
 （治療用装具費用を支払後、領収書等をもって、保険者と市役所特別医療担当課への申請が必要。）（治療用装具の例：コルセット、下肢装具 など）
  - ⑦はりきゅう、柔道整復の施術で保険者が保険治療として決定をしたもの。  
 （診療院等で支払後、領収書等をもって保険者と市役所特別医療担当課への申請が必要。）
- ※①又は⑤に該当する方でも、医療機関で自立支援医療に該当する医療（人工透析、精神通院等）を受ける方は、別途市役所自立支援医療担当課へ自立支援医療の申請をしなければ、すべての診療について、②の一部負担金が必要となります。

## 助成の方法

### ◆現物給付（鳥取県内の医療機関等の会計窓口での助成）

- ・鳥取県内の医療機関では、受診時に受給資格証を会計窓口へ提示することで、窓口での自己負担額が上記の負担額になります。（未提示の場合は、保険診療の自己負担割合での支払いとなります。）
- ・院外処方の場合は薬局にも提示してください。（調剤費は無料となります。）
- ・必ず、**マイナ保険証、資格確認書、保険証**（有効期限内のものに限る。）のいずれかと併せて提示してください。
- ・自立支援医療にかかる受診の際は、「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理票」を医療機関の窓口へ提示し、一部負担金の有無にかかわらず、医療費の本人負担額を必ず管理票に記入してもらってください。

### ◆償還払い（医療機関での支払いの後、申請に応じて助成）

次の場合は医療機関で保険診療の自己負担額を支払った後、償還払いの申請を行ってください。

- ・鳥取県外の医療機関を受診したとき（調剤を含む。）
- ・医師の指示で治療用装具（眼鏡・コルセットなど）を作ったとき  
（※償還払いの申請の前に、加入している健康保険への手続きが必要です。）
- ・受給資格証の交付前または受給資格証を提示せずに受診したとき

#### 【償還払いの申請に必要なもの】

- ① **領収書の原本**（※レシートでは手続きできません。患者氏名・保険点数・医療機関名が記入されたもの。）  
※治療用装具の償還払い申請の場合は、**領収書の写し**。（原本は保険者へ提出。）
- ② **特別医療費受給資格証**
- ③ **金融機関等の通帳**
- ④ **健康保険情報が確認できるもの**（表面 申請に必要なもの①参照）
- ⑤ **窓口に来られた方の本人確認書類**

※同一世帯以外の方が申請する場合は、上記に加え委任状が必要です。

※保険者から高額療養費を受けた場合は、上記に加え高額療養費の「支給決定通知」が必要です。

※治療用装具の償還払い申請については、上記に加え次の2点の書類が必要です。

○保険者からの「支給決定通知」      ○医師の指示書（写し）

**※支払いから5年以内**であれば、申請ができます。ただし、受診当時の受給資格が確認できない場合は、助成できません。

※高額療養費に相当する金額は特別医療費助成の対象となりません。**高額療養費の申請期間**は**2年以内**ですので、高額療養費の対象になる場合は申請漏れの無いよう注意してください。

### 変更の届出（転居、転出、氏変更、保険変更、死亡、生活保護開始、特別医療の区分変更）

- 1) 上の事項に該当する場合、速やかに変更届を提出してください。  
受給資格者証の差し替えまたは返却が必要です。（「保険変更」の場合を除く。）
- 2) 手続きは、窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法となります。  
電子申請は、ネットワーク環境が必要です。
- 3) 「保険変更」（保険者、記号番号の変更）の場合も届け出が必要です。
- 4) 「転出」の場合、医療機関等の窓口では転出日の前日までしか受給資格証が使えません。  
転出日当日に受診される場合は、必ず保険年金課へご相談ください。
- 5) 必要書類については、保険年金課でご確認ください。

### 受給資格証の更新

- ・有効期限は毎年7月31日です。  
ただし、障害者手帳等の期限が7月31日より前の場合、その日が期限となります。障害者手帳等を更新されたら、必ず特別医療窓口でも更新を行ってください。
- ・7月中旬から下旬に、資格要件を満たしている方へ普通郵便で受給資格証をお送りします。  
更新手続きが必要な方または受給資格が停止となる方には、その旨の通知をお送りします。

★お問い合わせ先：0857-22-8111（鳥取市コールセンター）

★担当：鳥取市役所 保険年金課 医療助成係（〒680-8571 鳥取市幸町71番地）

★お手続きの窓口：鳥取市役所本庁舎（13番 福祉総合窓口）または 各総合支所 市民福祉課